

日本臨床動作学会資格認定規程集

まえがき	1
I. 日本臨床動作学会資格認定規程	2
II. 資格認定委員会規程	5
III. 研修機会認定細則	7
IV. 認定動作士資格認定要件細則	11
V. 臨床動作士資格認定要件細則	13
VI. 臨床動作学講師資格認定要件細則	15
VII. 日本臨床動作学会資格更新細則	17
VIII. 資格認定及び資格更新の申請 並びに 資格認定証 及び資格登録証の交付に関する手続き細則	19
IX. 指導者研修受講要件細則	21
X. 申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則	22

まえがき

日本臨床動作学会
理事長 成瀬悟策

日本臨床動作学会が平成 5 年 6 月に発足して以来、悩みや心身の不調で困っているひと、スランプに陥っているひと、あるいは、健康な生活を願うひとたちから、臨床動作法による援助・指導を受けたいという希望が多数寄せられるようになりました。そして、最近では、どこで臨床動作法を受けられるかという問い合わせが増え、また、診療に携わる医師からは患者をどこに紹介すればよいかと尋ねられるようになりました。

こうした状況を受けて、本学会は、臨床の現場において臨床動作法を適切に用いることのできる専門家の必要性を検討し、今回、臨床動作法の専門家、すなわち「臨床動作士」の資格認定の事業を始めることにいたしました。

この事業は、1998年10月に千葉厚生年金休暇センターにおいて開催された第 6 回総会において提案され、承認を受けました。そこで、臨床動作士資格認定の作業を 1999 年度よりスタートさせるにあたり、臨床動作士資格認定委員会は「臨床動作士」資格認定の申請のための「手続き」を作成いたしました。

「臨床動作士」の資格認定を希望される方は、この手続きを参照されたうえで、申請されますようお願いいたします。

本学会が、有資格の臨床動作士を社会に送り出すことで、ひとびとの生き方や生活がより豊かで健康になることに広く貢献できることを念願しています。

(初版<平成 11 年>掲載)

I. 日本臨床動作学会資格認定規程

(目的)

第一条 本規程は、日本臨床動作学会会則第三条の規定に基づき、臨床動作学に基づく心理治療・援助の質的向上と臨床動作法実施者の専門性の向上に資するため関連諸資格を設け、各資格の認定を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(資格種別の定義)

第二条 日本臨床動作学会（以下「本学会」という。）は、本規程の目的に従って以下の資格を設ける。

一 認定動作士

認定動作士とは、認定動作士資格認定要件細則に示される申請要件を充たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作学の間人理解に基づいて、対象者のより豊かで健康な生活に寄与し得る臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識及び技能を有すると認められ、次条の規定により認定された者をいう。

二 臨床動作士

臨床動作士とは、臨床動作士資格認定要件細則に示される申請要件を充たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作学の間人理解に基づいて、対象者の健康な生活の回復及び育成に寄与し得る臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識及び技能を有すると認められ、次条の規定により認定された者をいう。

三 臨床動作学講師

臨床動作学講師とは、臨床動作士資格を有する者で、臨床動作学講師認定要件細則に示される申請要件を充たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作法を学ぶ者に対して適切な指導・助言を提供する能力があると認められ、次条の規定により認定された者をいう。

2 前項各号を認定された者を「資格者」という。

(資格の認定)

第三条 資格の認定は、資格認定委員会が前条第各号に定める資質の保持及び本学会が別に定めるところにより認定する研修機会の取得について行う審査に基づき、理事会が行う。

2 資格認定証及び資格登録証は、理事会の決議に基づき理事長が交付する。

3 理事会は、前項の規定により資格認定証が交付された者を資格者名簿に登録し、その旨を公示するものとする。

(資格認定委員会の設置)

第四条 前条の認定に係る業務を行うため、資格認定委員会を設置する。

2 資格認定委員会の構成及び運営は、別に定める資格認定委員会規程による。

(資格認定の要件)

第五条 資格認定に必要な要件は、別に定める資格種別毎の資格認定要件細則による。

2 前項の要件は、臨床動作学に基づく心理治療・援助の質的向上と臨床動作法実施者の専門性の向上に資するものでなければならない。

(資格認定申請及び交付の手続き)

第六条 資格の認定申請及び資格者（第三条の規定により認定された第二条各号の資格者をいう。以下同じ。）への資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続きは、別に定める資格認定及び資格更新の申請並びに資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続き細則による。

(更新の要件)

第七条 認定動作士及び臨床動作士の資格の有効期限は 5 年間とし、これを更新することができる。

2 更新に関する要件及び手続きは、別に定める日本臨床動作学会資格更新細則及び資格認定及び資格更新の申請並びに資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続き細則による。

3 第二項の要件は、資格者が資格取得後も継続して臨床動作法の発展進化に寄与し、更なる資質向上に努めることに資するものでなければならない。

4 臨床動作学講師資格の有効期限は設けないが、臨床動作士の資格を失効した場合は、同時に臨床動作学講師資格も失効するものとする。

(資格認定の取消し)

第八条 理事会は、次の者の資格認定を取り消すことができる。

一 申請手続きにおいて不正を行った者

二 臨床動作法を用いた職務遂行において、当該資格者として不適切な行為を行った者

2 理事会は、前項の規定により資格認定を取り消そうとする場合において必要があると認めるときは、資格認定委員会に調査を命じることができる。

3 理事会は、第一項の規定により資格認定を取り消そうとするときは、当該資格者に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の失効)

第九条 本学会会員でなくなった者、又は資格更新されなかった者の資格は失効する。

(資格者名簿からの抹消)

第十条 理事会は、第八条第一項の規定により、資格認定を取り消された者又は前条の規定により資格を失効した者は、資格者名簿から抹消するものとする。

(規程の改正)

第十一条 本規程の改正は、理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 1999 年 10 月 29 日より発効する。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

Ⅱ．資格認定委員会規程

(目的)

第一条 本規程は、日本臨床動作学会資格認定規程（以下「資格認定規程」という。）第四条第二項に基づき資格認定委員会（以下「本委員会」という。）の構成及び運営を定めることを目的とする。

(委員構成及び任期)

第二条 本委員会は若干の委員をもって構成する。

- 2 委員は、理事長が任命する。
- 3 委員は、原則として、日本臨床動作学会認定資格を有する者で、本学会理事 2 名以上を含まなければならない。
- 4 委員長は、理事の中から理事長が任命する。
- 5 委員及び委員長の任期は 3 年とする。連続した再任は 2 期（6 年）まで妨げない。

(業務内容)

第三条 本委員会は、本規程の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- 一 細則及び資格認定規程改正案の立案
- 二 資格の審査、登録及び抹消
 - イ 資格認定申請のあった会員及び資格更新申請のあった有資格者についての審査
 - ロ 資格者名簿の作成並びに資格認定証が交付された者の登録及びその公示
 - ハ 資格認定が取り消された者又は資格が失効した者の資格者名簿からの抹消
- 三 資格者の資質向上のための方策の検討
- 四 本学会が認定する研修機会についての要件の策定
- 五 その他、資格認定作業を行う上で本委員会が必要と認める業務

(守秘義務等)

第四条 資格認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じた守秘義務を負う。

- 2 委員のうち、自ら資格認定申請を行う者にあつては、受験申請後からその認定の可否が通知されるまでの間、全ての資格に係る資格認定審査業務に携わってはならない。

(規程の改正)

第五条 本規程の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 1999 年 10 月 29 日より発効する。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2003 年 10 月 18 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

Ⅲ. 研修機会認定細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程第三条第一項の規定に基づき、日本臨床動作学会（以下「本学会」という。）が認定する研修機会について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修機会の種別)

第二条 本学会が認定する研修機会は以下のとおりとする。

- 一 次条に定める本学会が主催する研修機会
 - 二 第四条に定める資格認定委員会が認定する研修機会
- 2 前条の研修機会は、臨床動作学講師によって指導されるものとする。
- 3 第一項の研修機会には、第十条に定める本学会の資格認定に必要な研修ポイントが付与されるものとする。

(本学会が主催する研修機会)

第三条 本学会が主催する研修機会は以下のとおりとする。

- 一 学会主催研修会（本学会員の他、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の領域における専門家、又はその教育課程に所属する大学院生を対象とする研修機会をいう。）
 - 二 資格者研修会（本学会資格者を対象とする研修機会をいう。）
 - 三 講師研修会（本学会認定講師を対象とする研修機会をいう。）
- 2 前項の研修機会における研修内容には、以下のいずれかのものを含まなければならない。
- 一 理論分野（臨床動作学の理論に関する研修分野をいう。）
 - 二 技法分野（動作法による技法実習を主体とする研修分野をいう。）
 - 三 ケース研究分野（臨床動作法を実践したケース研究を主体とする研修分野をいう。）
- 3 主催者は、研修を修了した者に、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の研修証明書を発行するものとする。
- 4 主催者は、研修参加者に守秘義務が伴うことを告知するものとする。

(資格認定委員会が認定する研修機会)

第四条 資格認定委員会が認定する研修機会は以下のとおりとする。

- 一 第五条に定める他学会主催研修会
- 二 第六条、第七条に定める他団体の主催する短期研修会及び継続研修会

三 第八条に定める個人スーパービジョン

四 第九条に定める学校教育法における大学院、大学、短期大学、専門学校で開講される認定課程

- 2 前項の研修機会の研修内容には以下のいずれかのものを含まなければならない。
 - 一 理論分野（臨床動作学の理論に関する研修分野をいう。）
 - 二 技法分野（動作法による技法実習を主体とする研修分野をいう。）
 - 三 ケース研究分野（臨床動作法を実践したケース研究を主体とした研修分野をいう。）
- 3 研修指導に携わる者は臨床動作学講師でなければならない。
- 4 臨床動作学講師以外の者でも研修機会を主催することができる。
- 5 主催者は、研修を修了した者に、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の研修証明書を発行するものとする。
- 6 主催者は、研修終了後、参加者名と各参加者の分野毎の研修時間、ポイント数を記載した「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の研修機会修了報告書を資格認定委員会に提出しなければならない。

（他学会主催研修会）

第五条 資格認定委員会が認定する他学会主催研修会は、その研修内容が臨床動作法に関するものでなければならない。

（短期研修会）

- 第六条 資格認定委員会が認定する他団体主催の短期研修会とは、随時開催される会であって、研修機会一単位毎の研修時間が 5 時間以上の研修機会でなければならない。
- 2 短期研修会主催を希望する者は、あらかじめ研修機会一単位毎の研修計画書を含む「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の申請書を研修機会開催毎に提出し、資格認定委員会から認定されなければならない。
 - 3 第一項の研修会の一単位の研修参加者は 1 名の臨床動作学講師につき 20 名以内とする。
 - 4 前項において、臨床動作士を講師の補助として置く場合は、臨床動作学講師 1 名につき最大 30 名までとすることができる。

（継続研修会）

- 第七条 資格認定委員会が認定する継続研修会とは、月例会形式など、あらかじめ立案された全体の研修計画に従って、継続して開催される研修機会でなければならない。
- 2 前項の研修会に参加する者は固定していなければならない。
 - 3 第一項の研修会の一回の研修時間は、2 時間以上で、年間を通して定例的に 8 回以

上、かつ 20 時間以上開催されるものであること。

- 4 継続研修会主催を希望する者は、あらかじめ年間の研修計画書を含む「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の申請書を年度毎に提出し、資格認定委員会から認定されなければならない。
- 5 第一項の研修会の一単位の研修参加者は 1 名の臨床動作学講師につき 20 名以内とする。
- 6 前項において、臨床動作士を講師の補助者として置く場合は、臨床動作学講師 1 名につき最大 30 名までとすることができる。

(個人スーパービジョン)

第八条 資格認定委員会が認定する個人スーパービジョンは、臨床動作学講師により個別に行われるものであり、1 回につき 1 時間以上、1 年に 8 回以上継続して行われるものでなくてはならない。

- 2 スーパーバイザーは、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の報告書を資格認定委員会に提出しなければならない。
- 3 スーパーバイザーは、個人スーパービジョンを行った者に、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の終了報告証明書を発行しなければならない。

(大学など教育機関で開講される認定過程)

第九条 資格認定委員会が認定する学校教育法における大学院、大学、短期大学、専門学校で開講される認定課程は、本委員会が認めるカリキュラムを含むものでなければならない。

(研修機会の種別毎の研修ポイント)

第十条 第二条各号の研修機会の研修ポイントは 1 時間 1 ポイントとし、各分野毎の研修時間数に応じてポイントを認める。

- 一 本学会が主催する研修機会にはポイントの上限を設けない。
- 二 資格認定委員会が認定する研修機会のポイント付与は以下のとおりとする。
 - イ 短期研修会で付与するポイントは、研修時間の全時間出席した者にのみ 9 ポイントを上限として付与し、9 時間を超える研修会の場合においても、9 ポイントを上限とする。
 - ロ 継続研修会で付与するポイントは、20 ポイントを上限とし、出席率 70% 以上参加した者に、実質受講した時間数に応じてポイントを付与することとする。
- 三 個人スーパービジョンで付与するポイントは、20 ポイントを上限とする。
- 四 大学など教育機関で開催される認定課程で付与するポイントは、20 ポイントを上限とする。

(細則の改正)

第十一条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 1999 年 10 月 29 日より発効する。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

IV. 認定動作士資格認定要件細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程第五条第一項の規定に基づき、認定動作士の資格認定要件を定めることを目的とする。

(申請要件)

第二条 認定動作士の資格申請に当たっては、以下の要件を全て満たさなければならない。

一 基礎資格

イ 本学会会員であること。

ロ 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等とみなされる対人援助の専門職者として 5 年以上の経験を有する者であること。

ハ 対人援助分野での活動に携わっていること。

二 研修機会認定細則第二条に定める研修機会（本学会入会以降のものに限る。）について以下の研修実績を有すること。

イ 各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回り、かつ合計で 100 ポイント以上の研修実績を有すること。

(1) 理論分野において 10 ポイントの必須ポイント

(2) 技法分野において 50 ポイントの必須ポイント。この場合において学会主催研修会における研修 10 ポイントを含まなければならない。

(3) ケース研究分野において 10 ポイントの必須ポイント

ロ 以下のものを代替措置として研修実績とすることができる。

(1) 「公認心理師」、「臨床心理士」又は「心理リハビリテーション・スーパーバイザー」の資格を有する者は、いずれか 1 つの資格を 30 ポイント分の実績として、イで定められた必須ポイントを除く研修ポイントに充当することができる。ただし、2 つ以上の資格をポイントに充当することはできない。

(2) 本学会学術大会での諸発表で本委員会が認めるものについては 4 ポイントとし、その内容によってケース研究分野又は理論分野の実績に充当することができるものとする。

(3) 本学会誌での掲載論文並びに本学会誌以外で掲載された学術論文及び著書等の著作で本委員会が認めるものについては 8 ポイントとする。

(4) (3) の掲載内容に (2) の発表内容が含まれている場合は、いずれか一方の場合に限り充当することができるものとする。

(5) 本学会学術大会への参加は、一大会参加につき 4 ポイントとし、理論又はケ

ース研究分野に任意に充当することができるものとする。

三 学術大会（本学会入会以降に参加したものに限り。）に、資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間で 2 回以上参加していること。

四 臨床動作法を適用したケース報告 1 編（本学会入会以降に適用したものに限り。）を提出すること。

イ 本学会学術大会で発表したものは、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式にまとめ直した報告書を提出すること。

ロ 学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

五 臨床動作学講師 2 名の推薦を受けていること。

（認定要件）

第三条 資格認定に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

一 第二条の申請要件を全て満たしていること。

二 本委員会によって行われる書類審査、実技審査及び面接を経て、臨床動作学の人間理解に基づいて、対象者のより豊かで健康な生活に寄与し得る臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識及び技能を有すると認められること。

三 臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組みを遵守し、本学会の定める倫理規程を遵守する旨の「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の「誓約書」が提出されていること。

（細則の改正）

第四条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2007 年 11 月 23 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

V. 臨床動作士資格認定要件細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程第五条第一項の規定に基づき、臨床動作士の資格認定要件を定めることを目的とする。

(申請要件)

第二条 臨床動作士の資格申請に当たっては、以下の要件を全て満たさなければならない。

一 基礎資格

- イ 本学会会員であること。
- ロ 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等とみなされる学識を有する者であること。
- ハ 対人援助の専門家としての実績を有すること。

二 研修機会認定細則第二条に定める研修機会（本学会入会以降のものに限る。）について以下の研修実績を有すること。

イ 各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回り、かつ合計で 150 ポイント以上の研修実績を有すること。

- (1) 理論分野において 10 ポイントの必須ポイント
- (2) 技法分野において 70 ポイントの必須ポイント。この場合において学会主催研修会における上級コースでの研修 10 ポイントを含まなければならない。
- (3) ケース研究分野において 10 ポイントの必須ポイント

ロ 以下のものを代替措置として研修実績とすることができる。

- (1) 「公認心理師」、「臨床心理士」又は「心理リハビリテーション・スーパーバイザー」の資格を有する者は、いずれか 1 つの資格を 50 ポイント分の実績として、イに定める必須ポイントを除く研修ポイントに充当することができるものとする。
- (2) 「公認心理師」又は「臨床心理士」の資格を有する者が、「心理リハビリテーション・スーパーバイザー」の資格を併せ有する場合、70 ポイントを、イに定める必須ポイントを除く研修ポイントに充当することができるものとする。
- (3) 「認定動作士」の資格を有する者は、認定動作士の資格認定申請時に認められたポイントを研修実績として申請することが出来る。
- (4) 本学会学術大会での諸発表で本委員会が認めるものについては 4 ポイントとし、その内容によってケース研究分野又は理論分野の実績に充当することができるものとする。

- (5) 本学会誌での掲載論文並びに本学会誌以外で掲載された学術論文及び著書等の著作で本委員会が認めるものについては 8 ポイントとする。
 - (6) (5) の掲載内容に (4) の発表内容が含まれている場合は、いずれか一方の場合に限り充当することができるものとする。
 - (7) 本学会学術大会への参加は、一大会参加につき 4 ポイントとし、理論又はケース研究分野に任意に充当することができるものとする。
- 三 学術大会（本学会入会以降に参加したものに限る。）に、資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間で 2 回以上参加していること。
- 四 臨床動作法を適用したケース報告 1 編（本学会入会以降に適用したものに限る。）を提出すること。
- イ 本学会学術大会で発表したものは、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式にまとめ直した報告書を提出すること。
 - ロ 学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。
- 五 臨床動作学講師 2 名の推薦を受けていること。

（認定要件）

第三条 資格認定に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

- 一 第二条の申請要件を全て満たしていること。
- 二 本委員会によって行われる書類審査、実技審査及び面接を経て、臨床動作学の人間理解に基づいて、対象者の健康な生活の回復ないし育成に寄与し得る臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識及び技能を有すると認められること。
- 三 臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組みを遵守し、本学会の定める倫理規程を遵守する旨の「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の「誓約書」が提出されていること。

（細則の改正）

第四条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 1999 年 10 月 29 日より発効する。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2007 年 11 月 23 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

VI. 臨床動作学講師資格認定要件細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程第五条第一項に基づき、臨床動作学講師の資格認定要件を定めることを目的とする。

(申請要件)

第二条 臨床動作学講師の資格申請に当たっては、以下の要件を全て満たさなければならない。

一 基礎資格

イ 本学会会員であること。

ロ 臨床動作学講師の資格認定申請時に、臨床動作士の資格を有していること。

二 研修機会認定細則第二条に定める研修機会について、臨床動作士の資格が認定された後に積まれた以下の研修実績を有すること。

イ 各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回り、かつ合計で 80 ポイント以上の研修実績を持つこと。

(1) 理論分野において 10 ポイントの必須ポイント

(2) 技法分野において以下のものを含む 50 ポイントの必須ポイント

(イ) 学会主催研修会における初級・中級・上級各コースにおいて、それぞれ 5 ポイント以上を含む合計 15 ポイント以上の指導者研修実績。この場合において、以下のいずれか一方の研修実績を初級コースでの指導者研修実績の代替措置とすることができるものとし、指導者研修の受講要件については別に定めることとする。

(i) 学会主催研修会における講師補助。ただし、資格認定委員会が 5 ポイントを上限に認める場合に限る。

(ii) 研修機会認定細則第九条に定められた認定課程における研修的指導補助。ただし、臨床動作学講師によるスーパービジョンを伴い、資格認定委員会が 5 ポイントを上限に認める場合に限る。

(ロ) 資格者研修会での 15 ポイント

(3) ケース研究分野において 10 ポイントの必須ポイント

ロ 以下のものを、イ の研修実績の代替措置とすることができる。

(1) 本学会学術大会での諸発表を 4 ポイントとし、その内容によってケース研究分野又は理論分野の実績に充当することができるものとする。

(2) 本学会誌での掲載論文並びに本学会誌以外で掲載された学術論文及び著書等の著作で本委員会が認めるものについては、8 ポイントとする。

(3) (2) の掲載内容に (1) の発表内容が含まれている場合は、いずれか一方

の場合に限り充当することができるものとする。

(4) 本学会学術大会への参加は、一大会参加につき 4 ポイントとし、理論又はケース研究分野に任意に充当することができるものとする。

三 臨床動作法を適用したケース報告 1 編（臨床動作士の資格取得以降に適用したものに限る。）を提出すること

イ 本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会で発表したものは、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式にまとめ直した報告書を提出すること。

ロ 学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

四 臨床動作学講師 2 名の推薦を受けていること。

(認定要件)

第三条 資格認定に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

一 第二条の申請要件を全て満たしていること。

二 本委員会によって行われる書類審査、実技審査及び面接を経て、臨床動作法を学ぶ者に対して適切な指導・助言を提供する能力があると認められること。

三 臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組みを遵守し、本学会の定める倫理規程を遵守する旨の「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の「誓約書」が提出されていること。

(細則の改正)

第四条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

Ⅶ. 日本臨床動作学会資格更新細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程 第七条第二項の規定に基づき、認定資格を更新するために必要な要件を定めることを目的とする。

(資格者の義務)

第二条 認定動作士及び臨床動作士は、臨床動作法を実践する者としての資質の維持向上を図るため、その資格認定日から6年目の年度末日までの間及び更新があった年度初日から5年目の年度末日までの間（以下「資格保有期間」という。）に、その資格の種別に応じ、次条から第六条までに定めるところにより、研修機会及び学術大会への参加並びに著作物又は報告書の提出を行わなければならない。

2 資格認定委員会は、前項の義務の履行状況を審査し、資格更新の可否を決するものとする。

(資格者研修会への参加)

第三条 認定動作士及び臨床動作士は、資格者研修会に3回以上参加しなくてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、以下の機会を前項の資格者研修会への参加に替えることができる。ただし、前項の資格者研修会への参加の2回分までの充当を限度とする。

- 一 本学会主催研修会で、経験技量により初級及びそれ以上のコースに分けて実施されるもののうち、中級以上のコースの研修への参加
- 二 本学会又は資格認定委員会が認定する他学会学術大会や研究会における臨床動作法に関する口頭発表若しくは論文発表又は著作物の出版。ただし、口頭発表は一発表につき第一項の資格者研修会への1/2回分の参加とみなす。
- 三 臨床動作学講師による個人スーパービジョンの年間8回以上の受講
- 四 短期研修会のうち中級以上のコースの研修への参加。ただし、コース分けのない短期研修会への参加は、第一項の資格者研修会への1/2回分の参加とみなす。
- 五 継続研修会への参加
- 六 臨床動作学講師の資格を有する者による、学会主催研修会への講師としての参加。この場合において、この参加は第一項の資格者研修会への1/2回分の参加とみなす。
- 七 臨床動作学講師の資格を有する者による、講師研修会への参加

(本学会学術大会への参加)

第四条 認定動作士及び臨床動作士は、本学会学術大会に2回以上参加しなければならない

い。

(著作物又は報告書の提出)

第五条 臨床動作士は、資格保有期間内に行った臨床動作法を適用したケース報告 1 編を資格認定委員会に提出しなければならない。ただし、以下の措置をケース報告の提出に替えることができる。

- 一 本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会における発表で、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式にまとめ直したものの提出
- 二 学術雑誌等の論文や著書などの著作物で、学術雑誌等の抜き刷りの提出

(臨床動作学講師の努力義務)

第六条 臨床動作学講師は、臨床動作士資格更新の期間内に、資格者研修会への参加に替えて2回以上の講師研修会への参加に努めなければならない。

(細則の改正)

第七条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2009 年 10 月 16 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

Ⅷ. 資格認定及び資格更新の申請並びに資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続き細則

(目的)

第一条 本細則は、日本臨床動作学会資格認定規程第六条第一項及び第七条第二項の規定に基づき、資格認定及び資格更新の申請並びに資格認定証及び資格登録証の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表)

第二条 資格認定の申請又は資格更新の申請及びこれらの審査は、年 1 回行う。

2 資格認定委員会は、前項の申請に係る申請期間、審査予定期間、申請の種類及び資格の種別に応じて資格認定委員会が別に定める提出書類及びその書式等を前年度中に公表するものとする。

(申請)

第三条 資格認定又は資格更新を申請する者は、前条第二項の書類を、別に定める審査料を添えて、申請期間内に資格認定委員会に提出しなければならない。この場合において、提出された書類は返却されないものとする。

2 前項の書類の提出は、電子データの送信によることもできるものとする。

(資格認定及び資格更新の手続き)

第四条 資格認定又は資格更新の申請を受けた資格認定委員会は、審査の上、その審査結果を本人宛に通知する。

2 前項の審査結果が合格であることの通知を受けた者は、通知日より 1 ヶ月以内に、本学会が定める会則及び本学会倫理委員会が定める倫理規程を遵守する旨の「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の「誓約書」並びに「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める登録料（以下「登録料」という。）を資格認定委員会に提出及び納付し、資格更新申請を行った者にあつては、登録料を資格認定委員会に納付しなければならない。

3 資格認定申請に係る前項の誓約書及び登録料の受理後、理事長は理事会の決議に基づき資格認定証及び資格登録証を申請者に交付し、資格認定委員会は資格者名簿に登録し、これを公示する。

4 資格更新申請に係る第二項の登録料の受理後、資格認定委員会は資格登録証を申請者に交付する。

(細則の改正)

第五条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この規程は 1999 年 10 月 29 日より発効する。

附 則 この規程は 2000 年 10 月 14 日より発効する。

附 則 この規程は 2004 年 10 月 22 日より発効する。

附 則 この規程は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

IX. 指導者研修受講要件細則

(目的)

第一条 この細則は、臨床動作学講師資格認定要件細則第二条第二号イ(2)(イ)の規定に基づき、指導者研修受講要件を定めることを目的とする。

(受講要件)

第二条 指導者研修を受講しようとする者は、次の全ての要件を充たすものとする。

- 一 臨床動作士の資格を有するもの
- 二 指導者研修受講を申請した日から遡って過去5年の間に、資格者研修会に2回以上の参加を含む、本学会が主催する研修機会への3回以上の参加
- 三 指導者研修コース受講を申請した日から遡って過去5年の間に、学術大会への2回以上の参加
- 四 臨床動作学講師1名以上からの推薦

(申請)

第三条 指導者研修を受講しようとする者は、「申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則」に定める様式の申請書類を、資格認定委員会に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、電子データの送信によることもできるものとする。

(受講可否)

第四条 指導者研修受講可否については、本人の申し出を受けた資格認定委員会が、研修委員会の意見を聞いた上で決定する。

(細則の改正)

第五条 本細則の改正は理事会の議決を得るものとする。

附 則 この細則は2024年9月18日より発効する。なお、2025年度の学会主催研修機会から適用するものとする。

X. 申請及び更新に用いる書類の書式に関する規則

I 資格認定及び資格更新の申請に当たって提出する書類

「資格認定及び資格更新の申請並びに資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続き細則」第二条第二項の資格認定申請に当たって申請する書類は以下のとおりとする。書式は別に記す。

1 「認定動作士」認定申請に当たって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「認定動作士」資格認定申請書（書式A-1）

押印は、電子印鑑も可とする。

- 2) 履歴書（書式A-6）

- 3) 認定動作士認定推薦書（書式B-1）

- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）

- 5) 研修証明書

研修実績に算入する研修機会毎に、その主催者によって発行された総時間及び研修ポイントの総数並びに研修分野毎の研修時間及び研修ポイント数が明記された研修証明書(コピー可)を提出しなければならない。

個人スーパービジョンの研修証明書は、個人スーパービジョン報告書（書式D-2）のみを認める。

- 6) 学術大会参加証明書、名札等

直近5年の間に2回以上の学術大会参加を証明できる参加証明書、もしくは名札を提出しなければならない。

- 7) ケース報告書（書式D-1）

提出するケース報告はケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。

ただし、本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会で発表したものは、ケース研究報告書（書式D-1）にまとめ直した報告書を提出すること。

学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

- 8) 学術大会プログラム・発表論文集目次、抄録等

認定動作士資格認定要件細則（以下「細則」という。）第二条第二号ロ（2）の本学会学術大会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる本学会学術大会プログラム・発表論文集の目次・抄録等（コピー可）を添付すること。細則第二条第二号ロ（5）の学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合

は、参加を確認できる参加証明書、名札等(コピー可)を添付する。

9) 学術雑誌等の抜き刷り等

細則第二条第二号ロ(3)の論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピー可)を添付する。ただし、上記6)ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

10) 資格登録証明書

細則第二条第二号ロ(1)の代替措置によるポイントを研修実績に算入する場合は、「公認心理師」、「臨床心理士」、「心理リハビリテーション・スーパーバイザー」の資格登録証明書のコピーを提出しなければならない。

11) 振り込みの控え

毎年度公示する「日本臨床動作学会関連資格認定 申請及び交付の手引き」に記載する金額の審査料及び登録料を振り込み、その振り込みの控えを添付すること。

12) 必要書類のチェックシート

2 「臨床動作士」認定申請に当たって提出する書類

1) 日本臨床動作学会「臨床動作士」資格認定申請書(書式A-2)

押印は、電子印鑑も可とする。

2) 履歴書(書式A-6)

3) 臨床動作士認定推薦書(書式B-2)

4) 臨床動作法に関する研修実績表(書式C-1~8)

5) 研修証明書

研修実績に算入する研修機会毎に、その主催者によって発行された総時間及び研修ポイントの総数並びに研修分野毎の研修時間及び研修ポイント数が明記された研修証明書(コピー可)を提出しなければならない。

個人スーパービジョンの研修証明書は、個人スーパービジョン報告書(書式D-2)のみを認める。

6) 学術大会参加証明書、名札等

直近5年の間に2回以上の学術大会参加を証明できる参加証明書、もしくは名札を提出しなければならない。

7) ケース報告書(書式D-1)

提出するケース報告はケース研究報告書(書式D-1)に記入すること。

ただし、本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会で発表したものは、ケース研究報告書(書式D-1)にまとめ直した報告書を提出すること。

学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

- 8) 学術大会プログラム・発表論文集目次、抄録等
臨床動作士資格認定要件細則（以下「細則」という。）第二条第二号ロ（4）の本学会学術大会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる本学会学術大会プログラム・発表論文集の目次・抄録等（コピー可）を添付すること。細則第二条第二号ロ（7）の学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等（コピー可）を添付する。
- 9) 学術雑誌等の抜き刷り等
細則第二条第二号ロ（5）論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピー可）を添付する。ただし、上記6）ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。
- 10) 資格登録証明書
細則第二条第二号ロ（1）の代替措置によるポイントを研修実績に算入する場合は、「公認心理師」、「臨床心理士」、「心理リハビリテーション・スーパーバイザー」の資格登録証明書のコピーを提出しなければならない。
- 11) 振り込みの控え
毎年度公示する「日本臨床動作学会関連資格認定 申請及び交付の手引き」に記載する金額の審査料及び登録料を振り込み、その振り込みの控えを添付すること。
- 12) 必要書類のチェックシート

3 「臨床動作学講師」認定申請に当たって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作学講師」資格認定申請書（書式A-3）
押印は、電子印鑑も可とする。
- 2) 履歴書（書式A-6）
- 3) 臨床動作学講師認定推薦書（書式B-3）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書
研修実績に算入する研修機会毎に、その主催者によって発行された総時間及び研修ポイントの総数並びに研修分野毎の研修時間及び研修ポイント数が明記された研修証明書（コピー可）を提出しなければならない。
なお、個人スーパービジョンの研修証明書は、個人スーパービジョン報告書（書式D-2）のみを認める。また他に提出する必要がある場合は、コピーの提出でも可とする。
また、臨床動作学講師資格認定要件細則（以下「細則」という。）第二条第二号イ（2）（イ）（ii）の認定課程における研修的指導補助によるものは、それを明示した証明書を提出しなければならない。

6) 学術大会参加証明書、名札等

直近5年の間に2回以上の学術大会参加を証明できる参加証明書、もしくは名札を提出しなければならない。

7) ケース報告書(書式D-1)

提出するケース報告はケース研究報告書(書式D-1)に記入すること。

ただし、本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会で発表したものは、ケース研究報告書(書式D-1)にまとめ直した報告書を提出すること。

学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

8) 学術大会プログラム・発表論文集目次、抄録等

細則第二条第二号ロ(1)の本学会学術大会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる本学会学術大会プログラム・発表論文集の目次・抄録等(コピー可)を添付すること。細則第二条第二号ロ(4)の学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等(コピー可)を添付する。

9) 学術雑誌等の抜き刷り等

細則第二条第二号ロ(2)の論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピー可)を添付する。ただし、上記6)のケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

10) 振り込みの控え

毎年度公示する「日本臨床動作学会関連資格認定 申請及び交付の手引き」に記載する金額の審査料及び登録料を振り込み、その振り込みの控えを添付すること。

11) 必要書類のチェックシート

4 資格更新申請に当たって提出する書類

1) 日本臨床動作学会資格更新申請書(書式A-4~5)

2) 臨床動作法に関する研修実績表(書式C-1~8)

3) 研修証明書

研修実績に算入する研修機会毎に、その主催者によって発行された総時間及び研修ポイントの総数並びに研修分野毎の研修時間及び研修ポイント数が明記された研修証明書(コピー可)を提出しなければならない。

なお、個人スーパービジョンの研修証明書は、個人スーパービジョン報告書(書式D-2)のみを認める。また、臨床動作学講師資格認定要件細則(以下「細則」という。)第二条第二号イ(2)(イ)(ii)の認定課程における研修的指導補助によるものは、それを明示した証明書を提出しなければならない。

4) 学術大会参加証明書、名札等

直近5年の間に2回以上の学術大会参加を証明できる参加証明書、もしくは名札を提出しなければならない。

5) ケース報告書(書式D-1)

提出するケース報告はケース研究報告書(書式D-1)に記入すること。

ただし、本学会又は資格認定委員会が認定する研修機会・学術大会で発表したものは、ケース研究報告書(書式D-1)にまとめ直した報告書を提出すること。学術雑誌等の論文や著書などの著作物については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することでケース報告に替えることができるものとする。

6) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作学講師資格認定要件細則(以下「細則」という。)第二条第二号ロ(2)の論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。ただし、上記6)ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

7) 振り込みの控え

毎年度公示する「日本臨床動作学会関連資格認定 申請及び交付の手引き」に記載する金額の審査料及び登録料を振り込み、その振り込みの控えを添付すること

8) 必要書類のチェックシート

5 指導者研修受講申請に当たって提出する書類

「指導者研修受講要件細則」第二条の規定により申請する書類は以下のとおりとする。

1) 日本臨床動作学会主催研修会指導者研修申請書(書式E)

II 研修機会主催に当たって提出する書類

「研修機会細則」第四条から第九条までの規定により申請する書類は以下のとおりとする。

1) 臨床動作法研修機会認定申請書(書式G-1)(書式G-1別紙 研修プログラム)

2) 臨床動作法研修機会修了報告書(書式G-2)

3) 参加者ごとの研修時間ポイント数報告書(書式G-3)

4) 研修証明書(書式G-5~7)

III 本規則の改正は常任理事会の承認を得るものとする。

附 則 この細則は 2024 年 9 月 18 日より発効する。

附 則 この細則は 2024 年 9 月 29 日より発効する。

別記書式

I 資格認定及び資格更新の申請に当たって提出する書類

「資格認定及び資格更新の申請 並びに 資格認定証及び資格登録証の交付に関する手続き細則」第二条第二項の資格認定申請に当たって申請する書類は以下のとおりとする。

* ホームページ掲載に当たって図表省略

使用する際は資格認定関係書類のページよりダウンロードのこと

1 資格認定申請書

- 書式A-1 「認定動作士」資格認定申請書
- 書式A-2 「臨床動作士」資格認定申請書
- 書式A-3 「臨床動作学講師」資格認定申請書

2 資格更新申請書

- 書式A-4 「認定動作士」資格更新申請書
- 書式A-5 「臨床動作士」資格更新申請書

3 履歴書

- 書式A-6 履歴書

4 振り込み控え貼付用紙

- 書式A-7

5 推薦書

- 書式B-1 「認定動作士」認定推薦書
- 書式B-2 「臨床動作士」認定推薦書
- 書式B-3 「臨床動作学講師」認定推薦書

6 研修実績表

- 書式C-1 臨床動作法に関する研修実績表（学会主催研修会）
- 書式C-2 臨床動作法に関する研修実績表（資格者研修会）
- 書式C-3 臨床動作法に関する研修実績表（講師研修会）
- 書式C-4 臨床動作法に関する研修実績表（学会認定他学会主催短期研修会）
- 書式C-5 臨床動作法に関する研修実績表（学会認定他団体主催短期研修会）

- 書式C-6 臨床動作法に関する研修実績表（学会認定他団体主催継続研修会）
- 書式C-7 臨床動作法に関する研修実績表（個人スーパービジョン・認定課程・論文著書）
- 書式C-7 G 学会参加・発表
- 書式C-8 N 研修実績集計表（資格認定申請用）
- 書式C-8 K 研修実績集計表（資格更新申請用）

7 ケース研究報告書・個人スーパービジョン報告書

- 書式D-1 ケース研究報告書
- 書式D-2 個人スーパービジョン報告書

8 指導者研修申請書

- 書式E 指導者研修申請書
- 書式E 別紙

9 誓約書

- 書式F-1 誓約書（認定動作士）
- 書式F-2 誓約書（臨床動作士）
- 書式F-3 誓約書（臨床動作学講師）

II 研修機会主催に当たって提出する書類

「研修機会細則」第四条から第九条までの規定により申請する書類は以下のとおりとする。

1 研修機会申請書及び終了報告書

- 書式G-1 臨床動作法研修機会認定申請書
- 書式G-1 別紙 研修プログラム
- 書式G-2 臨床動作法研修機会修了報告書
- 書式G-3 参加者毎の研修時間ポイント数報告書

2 研修証明書

- 書式G-4 研修証明書（学会主催研修会）
- 書式G-5 研修証明書（短期研修会）
- 書式G-6 研修証明書（継続研修会）

3 研修機会認定書

- 書式G-7 臨床動作法研修機会認定書（資格認定委員会作成）